

島しょ地域へのアドバイザー派遣に係る謝金等支払基準

第1 目的

この基準は、公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が、「地域における観光まちづくりの支援アドバイザー派遣事業」等において、アドバイザーを島しょ地域に派遣する際に、当該アドバイザーに対して支払う謝金等の支払基準を定めることを目的とする。

第2 謝金の額

「公益財団法人東京観光財団 外部講師謝金支払基準要綱」（以下「財団外部講師謝金支払基準要綱」という。）別表「外部講師謝金支払基準表」に基づき支払う。

第3 謝金の割増し

財団外部講師謝金支払基準要綱に基づき支払う。ただし、財団外部講師謝金支払基準要綱4（2）については、以下のとおり読み替える。

(1) 派遣先が小笠原諸島（父島・母島）の場合

当該アドバイザーの勤務地（勤務地のない場合は住所）から竹芝客船ターミナルまでに必要な交通機関の距離に応じて、財団外部講師謝金支払基準要綱4（2）に定めるとおり謝金の割増し（遠隔地からの招へい）を行う。

(2) 派遣先が上記（1）以外の東京諸島の場合

当該アドバイザーの勤務地（勤務地のない場合は住所）から派遣先までに必要な交通機関の距離に応じて、財団外部講師謝金支払基準要綱4（2）に定めるとおり謝金の割増し（遠隔地からの招へい）を行う。

第4 旅費の額

(1) 宿泊費が発生する場合は、1時間の謝金の割増しをもって宿泊費相当とする。

(2) 派遣先が小笠原諸島（父島・母島）の場合

小笠原海運の運行する「おがさわら丸」1等室の往復船室運賃の実費額を支払う。また、必要に応じて「ははじま丸」の往復運賃の実費額を支払う。

(3) 派遣先が上記（2）以外の東京諸島の場合

謝金の割増しをもって旅費相当とする。

第5 天災事変等に基づく派遣の延期または中止の際の支払いについて

(1) 船・飛行機が欠航し、渡航できなかった場合

急な欠航等により、交通費（当該アドバイザーの勤務地（勤務地のない場合は住所）から羽田空港・竹芝客船ターミナル・調布飛行場等まで）やキャンセル料が発生した場合、その実費分を支払うものとする。

- (2) 現地で延泊が生じた際、財団旅費規程に基づき延泊数の宿泊費を支払う。
- (3) 渡航のため東京に事前に到着し、前泊していたが欠航になった場合
当該アドバイザーの勤務地（勤務地のない場合は住所）から前泊滞在最寄駅までの往復交通費を支払う。なお、宿泊費については当該アドバイザーの負担とする。
- (4) その他
財団が必要と認める場合、実費を支払うものとする。